

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	健康増進に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

郡上市長は、健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

郡上市長

公表日

令和7年6月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進に関する事務
②事務の概要	<p>・本事務は、健康増進法に基づき実施されるものであり、住民のがん検診、肝炎ウイルス検査、成人歯周病検診、その他健診、検診、及び健康教育、健康相談、訪問指導に関する事務を行うものである。</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表第111項に基づき、健康増進法による各種がん検診、肝炎検査、歯周病検診、及び健康教育、健康相談、訪問指導に関する事務に個人番号を用いる。</p> <p>・郡上市は、健康増進法及び番号法の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①がん検診における、実績記録、集計業務 ②肝炎検査における、実績記録、集計業務 ③成人歯周病検診における、実績記録、集計事務 ④健康相談・教育・訪問事業における、記録作成、集計事務</p>
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進システムファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第111項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する]
	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 139の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郡上市 健康福祉部 健康課 〒501-4297 岐阜県郡上市八幡町島谷228番地 連絡先 0575-67-1121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郡上市 健康福祉部 健康課 〒501-4297 岐阜県郡上市八幡町島谷228番地 連絡先 0575-67-1121

9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[○]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> [特に力を入れて行っている]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策]</div> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> [特に力を入れている]
判断の根拠	中間サーバー連携時のみ健康管理システムの特定個人情報と紐づくものであり、特定個人情報を保有することはない。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月27日	評価対象の事務の対象人数は何人か	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	事後	
令和1年5月27日	I 関連情報-5-②		健康課長	事後	特定個人情報保護評価指針の一部改正による(課長氏名を削除)
令和1年5月27日	IV リスク対策			事後	特定個人情報保護評価指針の一部改正による
令和4年1月25日	I 関連情報-4-①	2)実施しない	1)実施する	事前	
令和4年1月25日	I 関連情報-4-②		番号法 ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・別表第二 102の2項	事前	
令和4年1月25日	IV リスク対策-6 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) []接続しない(提供) 1)特に力を入れている	事前	
令和4年1月25日	IV リスク対策-6 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) []接続しない(提供) 1)特に力を入れている	事前	
令和7年5月8日	I-1-② 事務の概要	<p>・本事務は、健康増進法に基づき実施されるものであり、住民のがん検診、肝炎ウイルス検査、成人歯周病検診、その他健診、検診、及び健康教育、健康相談、訪問指導に関する事務を行うものである。</p> <p>・番号法別表第一の76の項に基づき、健康増進法による各種がん検診、肝炎検査、歯周病検診、及び健康教育、健康相談、訪問指導に関する事務に個人番号を用いる。</p> <p>・郡上市は、健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①がん検診における、実績記録、集計業務 ②肝炎検査における、実績記録、集計業務 ③成人歯周病検診における、実績記録、集計事務 ④健康相談・教育・訪問事業における、記録作成、集計事務</p>	<p>・本事務は、健康増進法に基づき実施されるものであり、住民のがん検診、肝炎ウイルス検査、成人歯周病検診、その他健診、検診、及び健康教育、健康相談、訪問指導に関する事務を行うものである。</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第111項に基づき、健康増進法による各種がん検診、肝炎検査、歯周病検診、及び健康教育、健康相談、訪問指導に関する事務に個人番号を用いる。</p> <p>・郡上市は、健康増進法及び番号法の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①がん検診における、実績記録、集計業務 ②肝炎検査における、実績記録、集計業務 ③成人歯周病検診における、実績記録、集計事務 ④健康相談・教育・訪問事業における、記録作成、集計事務</p>	事後	個人情報保護評価書の見直しによる
令和7年5月8日	I-3 法令上の根拠	番号法 ・第9条第1項(利用範囲) ・別表第一 76の項	番号法第9条第1項 別表第111項	事後	個人情報保護評価書の見直しによる
令和7年5月8日	I-4-② 法令上の根拠	番号法 ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・別表第二 102の2項	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 139の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 139の項	事後	個人情報保護評価書の見直しによる